

世界遺産登録周年記念事業企画運営業務

業務仕様書

令和 8 年 3 月

世界遺産連携推進実行委員会

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、世界遺産連携推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「世界遺産登録周年記念事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、実行委員会が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

世界遺産登録周年記念事業企画運営業務

2 本業務の目的

- (1) 令和8年に「平泉」が世界遺産登録15周年、「御所野遺跡」が世界遺産登録5周年を迎えることを踏まえた、「橋野鉄鉱山」を含む岩手県の3つの世界遺産に係る普遍的価値の理解促進及び魅力発信
- (2) 世界遺産をはじめとする岩手県の歴史・文化等を通じた郷土への愛着や誇りの醸成
- (3) 世界遺産や平泉世界遺産ガイドンスセンター等への来訪促進

3 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

4 予算額

9,300千円以内（税込）

なお、令和8年度世界遺産連携推進実行委員会事業計画及び収支予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 「世界遺産祭 in 平泉」の企画・運営・管理

「別紙1」の内容を踏まえ、次により業務を行うこと。

ア 開催日（予定）

記念イベント：令和8年8月29日（土）及び30日（日）の2日間

ブロック作品展示：令和8年7月24日（金）から9月25日（金）まで

イ 会場（予定）

平泉町 平泉スマートインターチェンジ駐車場／平泉世界遺産ガイドンスセンター

(2) その他（自由提案）

企画提案参加者は、上記(1)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

(3) 経費に係る留意事項

「世界遺産祭 in 平泉」の内容として、次のブロック作品4点の展示を計画していることから、作品保管場所（盛岡市内）と会場（平泉世界遺産ガイドンスセンター）間の往復運搬、設営撤去及び展示にあたって必要となる調整・修繕に係る経費を経費見積内訳書に計上すること。

【展示作品仕様】 平泉2点 各 高さ900mm×幅1524mm×奥行2,185mm
(奥行は812mm、680mm、693mmに3分割可能)

橋野鉄鉱山 高さ1300mm×幅748mm×奥行556mm

御所野遺跡 高さ1300mm×幅650mm×奥行650mm

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて実行委員会へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、実行委員会と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を実行委員会に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 実行委員会は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 実行委員会は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、実行委員会に対して通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から実行委員会に移転することとするが、その詳細については、実行委員会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

「世界遺産祭 in 平泉」の企画・運営・管理

1 概要

(1) 開催日（予定）

記念イベント : 令和8年8月29日（土）及び30日（日）の2日間
 ブロック作品展示 : 令和8年7月24日（金）から9月25日（金）まで

(2) 会場（予定）

平泉スマートインターチェンジ駐車場 / 平泉世界遺産ガイダンスセンター

(3) 想定している内容等

ア 世界遺産登録周年記念イベント運営【平泉スマートIC駐車場】

- ① 司会 [両日/1人以上]
- ② ステージイベント
 - (a) 岩手県平泉町、一関市、奥州市の民俗芸能等 [各1～2団体]
 - (b) 岩手県内の民俗芸能 [1～2団体]
 - (c) 有名人によるトークショーやお笑いライブなど [1～2ステージ]
 - (d) 着ぐるみグリーンティンク [両日/きよひらくん、ケロ平、
かまりん、ごしょどん、おがじろう]
 - (e) 「世界遺産登録15周年記念PR大使」特別ステージ ※実行委員会において調整

➢ 2日間で10ステージ以上実施すること。

➢ 出演団体選定にあたり、岩手県の3つの世界遺産や関連する世界遺産等所在地域(平泉町、一関市、奥州市、釜石市、一戸町及び東京都小笠原村)との関連も考慮すること。

➢ ステージイベントとして「世界遺産登録15周年PR大使」の登壇(30分程度)を計画していることから、タイムスケジュール及び会場使用について調整すること。
- ③ 飲食・物販ブース等
 - (a) 岩手県平泉町、一関市、奥州市の店舗
 - (b) ケータリングカー [両日/a・b合わせて10店舗以上]
 - (c) 観光PRコーナー [両日/3ブース以上]
- ④ 世界遺産価値普及の取組
 - (a) 世界遺産オープンスクール [3つの世界遺産各1回]
 - (b) ワークショップ [両日/3つの世界遺産に関連するもの各1種]
 - (c) 世界遺産パネル展示 [両日/B2判最大30枚/終日展示]
 - (d) 県政150周年パネル展示 [両日/A1判最大15枚/終日展示]
 - (e) 世界遺産学習企画 [両日/クイズラリー等想定]
- ⑤ その他（集客につながる催事等）

餅まきや来場記念グッズの配布等、来場促進につながる企画を検討すること。

➢ グッズ制作に使用するイラストやロゴマーク等については、実行委員会から別途指示する場合があること。

※ イベント来場者の、平泉世界遺産ガイダンスセンターや世界遺産「平泉」構成資産及び関連資産等への来訪・周遊促進につながる企画を積極的に提案すること。

イ 世界遺産ブロック作品の展示【平泉世界遺産ガイダンスセンター】

- ① 作品運搬・展示

展示作品を盛岡市内から平泉世界遺産ガイダンスセンターへ輸送（往復）するとともに、展示会場での設営・撤去を行うこと。

なお、展示レイアウトや設営・撤去のスケジュール等については、実行委員会及び平泉世界遺産ガイダンスセンターと協議の上決定すること。

展示作品（展示台含む）の仕様は次のとおり。

【展示作品仕様】 平泉2点 各 高さ900mm×幅1,524mm×奥行2,185mm
 （奥行は812mm、680mm、693mmに3分割可能）

橋野鉄鉦山	高さ1300mm×幅748mm×奥行556mm
御所野遺跡	高さ1300mm×幅650mm×奥行650mm

② 来場促進

展示への来場促進のため、「世界遺産登録周年記念イベント」の事前告知と併せて県内外への積極的な広報・宣伝を行うとともに、イベントの開催日において会場間を結ぶシャトルバスを運行する等の誘客策を講じること。

(4) 留意事項

- ア 本業務の目的を達成しながら、当日のイベントの盛り上がりを図るとともに、会場へのより多くの集客に繋がるような企画等を検討すること。
- イ 参加者が、「平泉」をはじめとする3つの世界遺産を身近に感じられるとともに、興味・関心が向上し、来訪促進につながるような企画等を検討すること。
- ウ 家族連れや幅広い世代が参加し、楽しむことができる内容を検討すること。
- エ 本業務は、「平泉」世界遺産登録15周年及び御所野遺跡（一戸町）を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念事業並びに岩手県政150周年記念事業に位置付けて実施するものであることから、会場装飾や広報宣伝に係るロゴマークの使用など、周年記念の機運醸成に資するような企画等も併せて検討すること。

2 企画、運営及び管理

- (1) イベント全体の内容を企画し、実行委員会と協議のうえ決定すること。
- (2) イベントの全体に係る総合管理及び運営を行うこと。

3 会場の設営、装飾及び撤去

(1) 想定している仕様・企画

平泉スマートインターチェンジ駐車場内に以下の会場設営を行うこと。ただし、より効果的なイベント実施のため、必要に応じて以下と異なる仕様・企画を提案しても差し支えない。

- ・舞台 会場レイアウトに合わせて適切な仕様を検討すること。雨天時等に備え屋根を設置すること。
- ・客席 400席以上とし、適切に鑑賞できるよう配置を検討すること。
- ・照明 鑑賞に適切な舞台照明を検討すること。
- ・音響 会場の周辺環境や収容人数に対応した音響機器を使用すること。
- ・モニター 必要に応じて、会場後方からもステージ状況が分かるようモニターの設置を検討すること。
- ・テント 出演者控室及び飲食・物販コーナー等用のテントを設置すること。
- ・看板 来場者に配慮した看板を配置すること。
- ・会場設営、運営整理員 イベント規模に応じて、適切に人員を確保・配置すること。

(2) 留意事項

- ア 活気あるイベントとなるよう、レイアウト、デザイン及びディスプレイ等を工夫すること。
- イ 会場使用に伴う安全確保義務を遵守すること。
- ウ 雨天等の場合でも来場者の快適性を確保しながらイベントを開催できるよう留意するとともに、必要に応じて参加者の熱中症対策を講じること。

4 広報・宣伝

- ア ポスターの制作 B 2判 片面フルカラー 150枚
- イ チラシの制作 A 4判 両面フルカラー 15,000枚
- ウ その他、広く集客に繋がるような広報・宣伝を実施すること。
- ※ イベントの事前告知PRなど、県内外からの来場につながる企画を積極的に提案されたいこと。

5 記録

- (1) イベント当日の来場者数を把握すること。
- (2) 本業務の実施状況について、広報・記録用の写真を撮影すること。

以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。